

岩手県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年2月28日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 (1) 起業者の名称 岩手県
(2) 事業の種類 県道盛岡和賀線改築工事（羽場拡幅・岩手県盛岡市羽場内）
(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用しようとする 土地の面積	実地の状況	備考
岩手県盛岡市羽 場14地割	106番1	宅地	1,131.56㎡	1,179.98㎡	185.06㎡	宅地	別図に赤色で 表示する部分
	109番1	宅地	89.47㎡	89.47㎡	89.47㎡	宅地	

- (4) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
田村 トシ子	岩手県盛岡市羽場14地割77番地

- (5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	備考
金城重機株式会社	千葉県松戸市高塚新田512番19	使用借権	

- (6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年2月21日

- 2 (1) 起業者の名称 岩手県
(2) 事業の種類 県道盛岡和賀線改築工事（羽場拡幅・岩手県盛岡市羽場内）
(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用しようとする 土地の面積	実地の状況	備考
岩手県盛岡市羽 場14地割	110番1	田	741㎡	741.11㎡	210.14㎡	宅地	別図に赤色で 表示する部分
	111番1	田	185㎡	185.11㎡	62.12㎡	宅地	

- (4) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
田村 範子	岩手県盛岡市羽場14地割77番地

- (5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	備考
佐藤マシナックス工商株式会社	福島県福島市八島田字時田4番地の1	使用借権	

- (6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年2月21日

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。